

六甲保養荘利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は平成31年3月23日をもって閉館した西宮市社会福祉センターかぶとやま荘の利用者に配慮した措置として、近隣施設である六甲保養荘をかぶとやま荘と同等の利用料で利用できるようにすることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、次のいずれかに該当する西宮市に在住している者とする。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- (3) 母子家庭、父子家庭の方
- (4) (1) から (3) のいずれかに該当する団体及び付添人（ただし介護を必要とする者のみ）

(利用料負担)

第3条 前条に該当する者が、六甲保養荘の日帰りの入浴を利用する場合の料金は、1回につき200円とする。

2 六甲保養荘が指定する日は、通常料金を支払うものとする。

(利用時間)

第4条 第2条に該当する者が、六甲保養荘の日帰りの入浴を利用する場合の時間は、午前11時半から午後6時までとする。

(対象者の証明)

第5条 第2条に該当する者が、第3条第1項に規定する利用料で利用しようとするときには、利用者名簿に「氏名、住所、備考欄」を記入のうえ、氏名、生年月日及び住所が記載された本人確認書類を1点持参し、提示しなければならない。提示できない場合、通常料金での利用とする。

(注意事項)

第6条 第2条に該当し六甲保養荘を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を守ること
- (2) 六甲保養荘の運営及び他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと
- (3) 六甲保養荘の利用規定を遵守すること

付則

この要綱は、令和6年3月31日限りで、その効力を失う。